**子育て**

**●ひとり親家庭の新入学児童にランドセルを贈呈します**

　平成30年4月に小学校へ入学する、ひとり親家庭の児童に、ランドセルを贈呈します。

定員　男子5人、女子7人（応募多数の場合は抽選）

内容　男児用：ブラック3個、ウルトラマリン1個、チョコレート1個　女児用：ストロベリー4個、ピンク1個、茶色2個

申込　12月15日まで、住所・氏名・連絡先・児童の生年月日・入学予定の小学校名・希望のランドセルの色を記入し、はがきまたはファクスで宮城県母子福祉連合会（仙台市宮城野区安養寺3-7-3）に申し込み

その他　当選者に、ひとり親であることを確認する場合があります。

宮城県母子福祉連合会　022-295-0013　022-256-6512

**●みんなともだちの日**

日時　11月9日　10時～11時

場所　古川西保育所

内容　クラス交流、リズム遊び

持ち物　飲み物、着替え、帽子

古川西保育所 22-0983

**●ツインズサークル**

　親子で楽しみながら、交流を深めませんか。

日時　11月27日　10時～11時

場所　古川南児童センター

内容　えのぐあそび

対象　就学前の双子以上の親子

持ち物　汚れてもいい服装、手拭きタオル

申込　11月26日まで電話で申し込み

子育てわくわくランド 24-7778

**●ぽっかぽか広場**

日時　11月16日　10時～11時30分

場所　三本木児童交流センター

内容　わらべうたあそび

対象　就学前の親子

持ち物　飲み物

三本木児童交流センター 52-2078

**●わんぱくタイム**

日時　11月15日　10時～12時

場所　鳴子川渡児童館

内容　親子で楽しく落ち葉遊び

対象　就学前の子どもとその親

持ち物　着替え、帽子、タオル、飲み物、おやつ

申込　11月8日まで電話で申し込み

鳴子川渡児童館 84-7424

**●じどうかんであそぼう**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日時 | 場所・申込先 | 内容 |
| 11月7日 | 古川稲葉児童センター（24-8513） | 忍者ごっこ |
| 11月13日 | 古川中央児童館（23-0430） | お店屋さんごっこ |
| 11月15日 | 古川南児童センター（22-3610） | 段ボールで遊ぼう |
| 11月17日 | 古川大宮児童センター（23-1120） | 森の絵本づくり |
| 11月28日 | 古川東児童センター（23-1055） | 作ってあそぼう |

時間　10時30分～11時30分

対象　就学前の親子

持ち物　上靴、着替え、タオル、飲み物

申込　古川稲葉児童センターのみ事前に電話で申し込み

問合せ　各児童館・児童センター

**●防災行政無線を活用した情報伝達訓練を実施します**

　万が一の災害や武力攻撃などの発生に備えて、防災行政無線を活用し、全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練を行います。

　訓練は全国一斉に行われ、市外でもさまざまな手段で実施されます。災害と間違わないよう注意してください。

日時　11月14日　11時ごろ

情報伝達手段　大崎市内各地域の防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）

放送内容　チャイムが鳴り、「これはテストです」と3回放送します

※災害が発生した場合など、訓練を中止することがあります。

防災安全課危機防災担当 23-5144

**募集**

**●自衛官などを募集します**

　申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

自衛官候補生

受験資格　採用予定月の1日現在、18歳

以上27歳未満の男女

受付期間　11月24日まで

試験日　12月2日

高等工科学校生徒（一般）

受験資格　平成30年4月1日現在、15歳以上17歳未満で、中学卒業または中等教育学校の前期課程を修了する男子（卒業または就業見込みの者を含む）

受付期間　11月1日～平成30年1月9日

試験日　平成30年1月20日

高等工科学校生徒（推薦）

受験資格　平成30年4月1日現在、15歳

以上17歳未満で、中学卒業または中等教育学校の前期課程修了者（卒業または就業見込みの者を含む）のうち、学校長が推薦する男子

受付期間　11月1日～12月1日

試験日　平成30年1月6日・7日・8日のうち指定する1日

説明会（予約不要）

日時　11月6日・20日　14時～16時～

場所　ハローワーク古川3階

自衛隊宮城地方協力本部大崎地域事務所 23-1178

**国民年金**

**●社会保険料控除証明書**

　国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際に、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。

　平成29年1月から12月までに納付した保険料が該当し、家族の保険料も合わせて控除が受けられます。

　1月1日から9月30日までに納付した人には11月上旬、10月1日以降に初めて納付した人には平成30年2月下旬に、1年間の納付見込額を記載した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構から送付されます。

　社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、年末調整や確定申告まで、大切に保管してください。

古川年金事務所 23-1200

**●11月30日は「年金の日」です**

　厚生労働省では、国民一人ひとりが高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、11月30日を「年金の日」と定めています。この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で自分の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。

　また、日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動をしています。

　詳しくは日本年金機構ウェブサイト（http://www.nenkin.go.jp）で確認するか、お問い合わせください。

古川年金事務所 23-1200

**防災ファイル vol.4「地震への備えや行動を確認しましょう」**

防災安全課消防・危機防災担当　23-5144

　未曾有の被害をもたらした東日本大震災から6年7カ月が経過しました。わたしたちの生命・財産に被害をもたらす災害はいつ・どのように起こるか予測がつきません。自分自身を、家族を、そして地域を守るためには、何よりも一人ひとりが防災意識をもって日ごろから災害に備えることが重要です。日ごろの備えや地震発生時の行動を確認しておきましょう。

日ごろからできる地震への備え

非常持ち出し品を準備する。

家具類の転倒・落下・移動防止対策をする。

食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をする。

懐中電灯をすぐに使える場所に置く。

出火防止や初期消火など、家族で役割分担を決める。

避難場所や避難経路を確認する。

地震が発生した場合

座布団や机の下などで身を守り、屋外の安全な場所に一時避難する。

揺れが収まったら、火の元を点検する。

大きな地震後に屋内に入る場合は、足を守るため靴を履いたまま入る。

ラジオなどで正しい情報を得る。

避難の長期化が予想される場合は、近所で食料や非常用品を分け合い、市からの支援が来るまで助け合う。